

決 算 報 告 書

第 5 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会

東京都新宿区西新宿4丁目2番19号

# 貸借対照表

(単位：円)

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会

令和 4年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 99,126,475】	【流動負債】	【 68,679,982】
現金及び預金	49,208,761	未払金	59,607,728
未収入金	48,222,714	前受金	8,530,000
前払費用	1,695,000	仮受金	15,000
		預り金	157,554
		未払法人税等	369,700
		負債の部計	68,679,982
		純資産の部	
		【株主資本】	【 30,446,493】
		[基本金]	[ 9,485,871]
		[利益剰余金]	[ 20,960,622]
		(その他利益剰余金)	( 20,960,622)
		繰越利益剰余金	20,960,622
		純資産の部計	30,446,493
資産の部計	99,126,475	負債・純資産の部計	99,126,475

## 損益計算書

(単位:円)

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

勘定科目名	決算合計	非課税事業	収益事業
(経常損益の部)			
経常収入			
①事業収入			
会費収入	11,830,000	11,830,000	0
図書販売収入	21,390	0	21,390
研修収入	5,397,000	0	5,397,000
委託事業収入	208,288,933	0	208,288,933
手数料収入	0	0	0
補助金収入	500,000	500,000	0
②財務収入			
受取利息	285	0	285
雑収入	62,338	0	62,338
経常収入計	226,099,946	12,330,000	213,769,946
経常費用			
①事業費			
研修収入原価	2,016,466	0	2,016,466
研修支払報酬	3,508,513	0	3,508,513
研修協力員手当	33,860	0	33,860
事業費計	5,558,839	0	5,558,839
②管理費			
給料手当	3,480,000	696,000	2,784,000
賞与	1,000,000	200,000	800,000
非常勤給料	831,000	166,200	664,800
法定福利費	267,642	53,528	214,114
福利厚生費	3,819	764	3,055
消耗品費	3,288,003	1,792,972	1,495,031
賃借料	204,000	20,400	183,600
支払保険料	891,750	0	891,750
租税公課	767,431	10,520	756,911
接待交際費	18,000	18,000	0
旅費交通費	5,912,391	2,326,230	3,586,161
通信費	1,530,635	339,685	1,190,950
支払手数料	1,427,203	822,290	604,913
会議費	1,039,860	1,039,860	0
諸会費	100,000	0	100,000
委託費	191,700,454	0	191,700,454
顧問料	1,320,000	132,000	1,188,000
管理費計	213,782,188	7,618,449	206,163,739
経常費用計	219,341,027	7,618,449	211,722,578
経常利益	6,758,919	4,711,551	2,047,368
(経常外損益の部)			
経常外収入			
寄付金収入	0	0	0
経常外収入計	0	0	0
経常外費用			
前期損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
税引前当期純利益	6,758,919	4,711,551	2,047,368
法人税、住民税及び事業税	509,700	0	509,700
当期純利益	6,249,219	4,711,551	1,537,668

# 個 別 注 記 表

自 令和 3年 4月 1日

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会

至 令和 4年 3月31日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券……総平均法による原価法

### 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)……建物は定額法、建物以外は定率法

無形固定資産(リース資産除く)……定額法

リース資産……リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法

### 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、過去の貸倒実績率による繰入率によるほか、

債権の内容を検討して計上している。

### 収益及び費用の計上基準

#### その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

税込方式で計上している。

### 会計処理の原則又は手続の変更

#### リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

## 2. その他の注記

平成29年8月1日設立

# 監事監査報告書

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会  
理事長 椎名 美恵子 殿

私は、一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 4年 5月 31日

一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会

監事 阿部 智子



監事 伊藤 文子

